
第218回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2021年6月29日（火曜日）
午前10時

場所

東京都中央区日本橋一丁目19番1号
日本橋ダイヤビルディング
当社本店

決議
事項

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役13名選任の件
第3号議案 取締役賞与支給の件

■ 目次

第218回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
事業報告	12
連結計算書類	35
計算書類	47
監査報告	55

 **三菱倉庫株式会社**

証券コード：9301

新型コロナウイルス感染症予防の観点から、本株主総会におきましては、当日のご来場見合わせ及び書面又はインターネット等による議決権行使を是非ご検討下さいますようお願い申し上げます。
また、ご来場される場合は、ご自身の体調をご確認のうえ、感染症予防・拡大防止のためマスク着用等のご配慮をお願い申し上げます。

株 主 各 位

東京都中央区日本橋一丁目19番1号
三菱倉庫株式会社
取締役社長 藤 倉 正 夫

第218回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第218回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますから、ご通知申し上げます。

なお、書面又はインターネット等によって議決権を行使することもできますので、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、本株主総会におきましては、当日のご来場を見合わせ、お手数ながら後記の株主総会参考書類(4頁から11頁)をご検討下さいまして、2021年6月28日(月曜日)午後5時までに到着するよう議決権行使書をご返送下さるか、2021年6月28日(月曜日)午後5時までにインターネット等によって議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。(インターネット等による議決権行使の方法等につきましては、3頁をご参照下さい。)

敬 具

記

- 1 日 時 2021年6月29日(火曜日)午前10時
 - 2 場 所 東京都中央区日本橋一丁目19番1号 日本橋ダイヤビルディング 当社本店
 - 3 目的事項
- 報告事項
1. 第218期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第218期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役13名選任の件
 - 第3号議案 取締役賞与支給の件

4 議決権の行使について

- (1) 議決権行使書の郵送とインターネット等による方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権の行使を有効とさせていただきます。
また、インターネット等で議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) 当日ご出席願えない場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、代理権を証明する書面をご提出のうえ、議決権を行使することができます。

以 上

当日総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。
株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載事項に修正の必要が生じた場合は、修正内容を当社ホームページの「IR情報」(<https://www.mitsubishi-logistics.co.jp/ir/>)に掲載いたします。

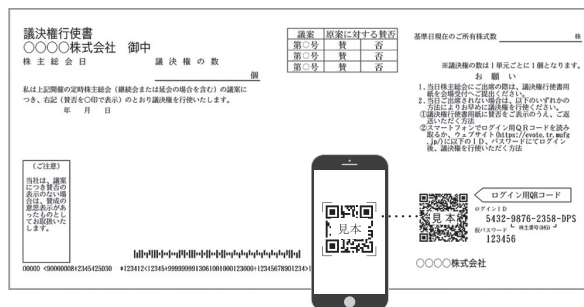
インターネット等による議決権行使について

インターネットにより議決権を行使される場合は、2頁「4 議決権の行使について」及び以下の事項をご確認のうえ、2021年6月28日(月曜日)午後5時までに行使していただきますようお願い申し上げます。

QRコードを読み取る方法

「ログインID」及び「仮パスワード」を入力することなく議決権行使が可能です。

- 1 議決権行使書副票(右側)に記載のQRコードを読み取って下さい。



※「QRコード」は(株)デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

QRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降は「ログインID」及び「仮パスワード」の入力が必要になります。

議決権行使サイトについて

- (1) 毎日午前2時から午前5時までは取扱を休止します。
- (2) インターネットご利用環境、ご加入のサービス及びご使用の機種によっては、ご利用できない場合があります。
- (3) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は株主様のご負担となりますので、ご了承下さい。
- (4) ご不明な点等がございましたら下記へお問合せ下さい。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク) 電話 0120-173-027 (フリーダイヤル)
受付時間 9:00~21:00

《機関投資家の皆様へ》

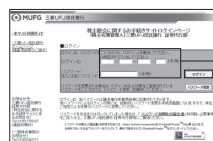
議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「議決権行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

以上

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

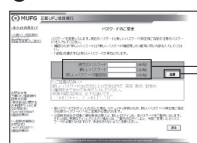
- 1 議決権行使サイトにアクセスして下さい。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

株主様以外の方による不正アクセス(いわゆる“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いしております。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分については、当社の主たる事業である倉庫事業を中核とする物流事業並びにビル賃貸を中心とする不動産事業の計画的な事業展開と経営環境の変化に備えて財務体質の強化にも意を用い、また、2019年度を初年度とする中期経営計画において、経営計画期間中は、会社業績や資本効率の向上と合わせて株主還元の一層の充実を図ることとし、配当は、期間の利益だけでなく利益剰余金の水準も考慮した安定的配当を行う方針であります。

当期の期末配当金は、以上の基本方針並びに当期業績及び利益剰余金の水準等を勘案し、当期中間配当金と同額の1株につき30円とさせていただきたく存じます。これにより、中間配当金を加えた年間の配当金は、前期と同額の1株につき60円となります。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 30円

総額 2,480,930,190円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月30日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

自家保険積立金 200,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 200,000,000円

第2号議案 取締役13名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役14名全員が任期満了となります。

つきましては、取締役13名の選任をお願いいたしたく、次の候補者を推薦いたします。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 ふじ くら まさ お 藤 倉 正 夫 (1959年3月20日生)	1982年4月 当社入社 2012年6月 当社国際業務室長 2015年4月 当社大阪支店長 2016年6月 当社取締役大阪支店長 2017年4月 当社常務取締役大阪支店長委嘱 2018年4月 当社取締役社長(現在)	17,162株
〔取締役候補者とした理由〕 国際業務室長等を歴任し、常務取締役大阪支店長を経て、現在は会社の最高責任者として業務全般を統括する取締役社長を務めており、豊富な業務上の専門的知識と経験を有していることから、取締役として適任と考えるためであります。		
2 わか ばやし ひとし 若 林 仁 (1960年1月22日生)	1982年4月 当社入社 2012年6月 当社倉庫事業部長 2015年4月 三菱倉庫(中国)投資有限公司董事長 2016年4月 当社倉庫事業部長 2016年6月 当社取締役倉庫事業部長 2017年4月 当社常務取締役 2019年4月 当社常務取締役倉庫事業部長委嘱 2020年4月 当社常務取締役(現在)	13,174株
〔取締役候補者とした理由〕 倉庫事業部長、中国事業を統括する現地法人の責任者を歴任したほか、倉庫事業部門のみならず総務部門での勤務経験も長く、現在は倉庫事業担当の常務取締役を務めており、豊富な業務上の専門的知識と経験を有していることから、取締役として適任と考えるためであります。		
3 さい とう やすし 斉 藤 康 (1958年10月16日生)	1982年4月 当社入社 2011年6月 当社経理部長 2016年6月 当社取締役経理部長 2018年4月 当社常務取締役経理部長委嘱 2018年6月 当社常務取締役(現在)	8,876株
〔取締役候補者とした理由〕 経理部長等を歴任したほか、経理部門での勤務経験が長く、現在は経理・情報システム担当の常務取締役を務めており、豊富な業務上の専門的知識と経験を有していることから、取締役として適任と考えるためであります。		

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
<p>きむら しんじ 木村伸児 (1958年7月18日生)</p>	<p>1982年4月 当社入社 2014年4月 当社人事部長 2016年4月 当社総務部長兼広報室長兼人事部長 2017年6月 当社取締役総務部長兼広報室長兼人事部長 2018年4月 当社常務取締役 2020年4月 当社常務取締役工務部長委嘱 2021年4月 当社常務取締役(現在)</p>	<p>7,974株</p>
<p>[取締役候補者とした理由] 総務部長兼広報室長兼人事部長等を歴任したほか、港運事業部門に加え、企画等の管理部門での勤務経験も長く、現在は工務・港運事業・不動産事業担当の常務取締役を務めており、豊富な業務上の専門的知識と経験を有していることから、取締役として適任と考えるためであります。</p>		
<p>ならば さぶろう 奈良場三郎 (1958年10月17日生)</p>	<p>1982年4月 当社入社 2014年4月 当社名古屋支店長 2017年4月 当社東京支店長 2018年6月 当社取締役東京支店長 2019年4月 当社常務取締役(現在)</p>	<p>10,374株</p>
<p>[取締役候補者とした理由] 名古屋支店長、東京支店長を歴任したほか、人事等の管理部門に加え、港運事業部門での経験も長く、現在は総務・広報・人事・企画・内部監査担当の常務取締役を務めており、豊富な業務上の専門的知識と経験を有していることから、取締役として適任と考えるためであります。</p>		
<p>にし かわ ひろし 西川浩司 (1960年4月10日生)</p>	<p>1983年4月 当社入社 2015年4月 当社東京支店長 2017年4月 当社倉庫事業部長 2018年6月 当社取締役倉庫事業部長 2019年4月 当社常務取締役国際業務室長委嘱 2021年4月 当社常務取締役海外業務部長委嘱(現在)</p>	<p>10,174株</p>
<p>[取締役候補者とした理由] 東京支店長、倉庫事業部長を歴任したほか、倉庫事業部門に加え、海外勤務など国際輸送事業部門での経験も長く、現在は国際輸送事業担当の常務取締役を務めており、豊富な業務上の専門的知識と経験を有していることから、取締役として適任と考えるためであります。</p>		

氏 名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7 わかばやし たつ お 若林辰雄 (1952年9月29日生)	1977年4月 三菱信託銀行株式会社入社 2012年4月 三菱UFJ信託銀行株式会社取締役社長 2013年4月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 取締役副会長 2013年12月 三菱UFJ信託銀行株式会社取締役社長兼 取締役会長 2015年6月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 取締役 代表執行役副会長 2016年4月 三菱UFJ信託銀行株式会社取締役会長、 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 取締役 2016年6月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 取締役退任 2020年4月 三菱UFJ信託銀行株式会社特別顧問(現在) 2019年6月 当社取締役(現在) 〔重要な兼職の状況〕 三菱UFJ信託銀行株式会社特別顧問 三菱マテリアル株式会社社外取締役	0株
〔社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〕 長年にわたり三菱UFJ信託銀行株式会社の経営に携わり、また、金融・ファイナンス等に対し 豊富な知識と経験を有しております。同氏の高い識見と有益なアドバイスを当社の経営に役立 てることが、当社の成長と企業価値向上に有益であり、当社経営陣・取締役に対する監督を実効 的に行う資質を備えた人物であると考えためであります。 現在、当社の指名・報酬委員会の委員長を務めており、引き続き同委員会の委員としての、取締 役の指名及び報酬の決定に関する手続の客観性及び透明性の維持・向上への貢献に加え、業務執 行を行う経営陣から独立した客観的立場からの的確な提言・助言を通じた当社のコーポレートガ バナンスに資する貢献を期待しております。		

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
<p data-bbox="223 337 480 432">きた ざわ とし ふみ 北 沢 利 文 (1953年11月18日生)</p>	<p data-bbox="520 198 1191 571">1977年4月 東京海上火災保険株式会社入社 2016年4月 東京海上日動火災保険株式会社取締役社長 2016年6月 東京海上ホールディングス株式会社取締役 2019年4月 東京海上日動火災保険株式会社取締役副会長 (現在) 2019年6月 東京海上ホールディングス株式会社取締役退任 2019年6月 当社取締役(現在) 〔重要な兼職の状況〕 東京海上日動火災保険株式会社取締役副会長 株式会社三菱UFJ銀行社外取締役監査等委員 積水ハウス株式会社社外取締役</p> <p data-bbox="231 579 1342 851">〔社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〕 長年にわたり東京海上日動火災保険株式会社の経営に携わり、また、リスクマネジメントやファイナンス等に対して豊富な知識と経験を有しております。同氏の高い識見と有益なアドバイスを当社の経営に役立てることが、当社の成長と企業価値向上に有益であり、当社経営陣・取締役に対する監督を実効的に行う資質を備えた人物であると考えためであります。 現在、当社の指名・報酬委員会の委員を務めており、引き続き同委員会の委員としての、取締役の指名及び報酬の決定に関する手続の客観性及び透明性の維持・向上への貢献に加え、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場からの的確な提言・助言を通じた当社のコーポレートガバナンスに資する貢献を期待しております。</p>	<p data-bbox="1297 371 1350 394">0株</p>
<p data-bbox="223 931 480 1026">ない とう ただ あき 内 藤 忠 顕 (1955年9月30日生)</p>	<p data-bbox="520 863 1100 1097">1978年4月 日本郵船株式会社入社 2015年4月 同社代表取締役社長・社長経営委員 2019年6月 同社取締役会長・会長経営委員 2020年6月 同社取締役会長・会長執行役員(現在) 2020年6月 当社取締役(現在) 〔重要な兼職の状況〕 日本郵船株式会社取締役会長・会長執行役員</p> <p data-bbox="231 1105 1342 1316">〔社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〕 長年にわたり日本郵船株式会社の経営に携わり、また、当社の主力事業である物流事業等に対して豊富な知識と経験を有しております。同氏の高い識見と有益なアドバイスを当社の経営に役立てることが、当社の成長と企業価値向上に有益であり、当社経営陣・取締役に対する監督を実効的に行う資質を備えた人物であると考えためであります。 業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場からの的確な提言・助言を通じた当社のコーポレートガバナンスに資する貢献を期待しております。</p>	<p data-bbox="1297 969 1350 991">0株</p>

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
なかしま たつし 中島立志 (1957年11月29日生)	1976年4月 当社入社 2017年4月 当社名古屋支店長 2018年6月 当社取締役名古屋支店長 2020年4月 当社取締役横浜支店長(現在)	8,197株
[取締役候補者とした理由] 倉庫事業部門での経験が長く、現在は取締役横浜支店長を務めており、豊富な業務上の専門的知識と経験を有していることから、取締役として適任と考えるためであります。		
やま お あきら 山尾 聡 (1960年6月13日生)	1983年4月 当社入社 2015年4月 当社業務部長 2019年6月 当社取締役業務部長 2020年4月 当社取締役大阪支店長(現在)	6,397株
[取締役候補者とした理由] 企画等の管理部門に加え、不動産事業部門での経験も長く、現在は取締役大阪支店長を務めており、豊富な業務上の専門的知識と経験を有していることから、取締役として適任と考えるためであります。		
しょうじてつや 庄司哲也 (1954年2月28日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div>	1977年4月 日本電信電話公社入社 2009年6月 日本電信電話株式会社取締役総務部門長 2012年6月 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社代表取締役副社長 2015年6月 同社代表取締役社長 2020年6月 同社相談役(現在) [重要な兼職の状況] エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社相談役 サッポロホールディングス株式会社社外取締役	0株
[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 長年にわたりエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の経営に携わり、また、当社が進めるデジタル新技術を活用した業務革新等に対して豊富な知識と経験を有しております。同氏の高い識見と有益なアドバイスを当社の経営に役立てることが、当社の成長と企業価値向上に有益であり、当社経営陣・取締役に対する監督を実効的に行う資質を備えた人物であると考えためであります。 業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場からの的確な提言・助言を通じた当社のコーポレートガバナンスに資する貢献を期待しております。		

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
<p style="text-align: center;">きむら かずこ 木村和子 (1951年5月1日生)</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</p>	<p>1976年4月 厚生省入省 1996年7月 世界保健機関医薬品部出向 1999年7月 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構出向 2000年4月 金沢大学医薬保健研究域薬学系国際保健薬学研究室教授 2017年4月 国立大学法人金沢大学名誉教授(現在) 2017年10月 同大学大学院医薬保健学総合研究科特任教授(現在)</p> <p>[重要な兼職の状況] 国立大学法人金沢大学大学院医薬保健学総合研究科特任教授 タカラバイオ株式会社社外取締役 一般社団法人医薬品セキュリティ研究会代表理事</p> <p>[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 薬学博士として、厚生省勤務を経て、世界保健機関等の外部機関の要職及び国立大学法人金沢大学教授を歴任し、また、当社の主力・注力分野である医療・ヘルスケア等に対して豊富な知識と経験を有しております。同氏の高い識見に加え、ダイバーシティの観点からの有益なアドバイスを当社の経営に役立てることが、当社の成長と企業価値向上に有益であり、当社経営陣・取締役に対する監督を実効的に行う資質を備えた人物であると考えためであります。業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場からの的確な提言・助言を通じた当社のコーポレートガバナンスに資する貢献を期待しております。 なお、同氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことがありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p>	0株

- (注) 1 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 2 現に当社の取締役である候補者の当社における担当については、事業報告(22頁から23頁)に記載のとおりであります。
なお、若林辰雄、北沢利文及び内藤忠顕の3氏は、現在当社の社外取締役であります。
- 3 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役及び監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金、争訟費用等の損害を填補することとしており、同契約の期間満了時にはこれを更新することを予定しております。また、保険料は全額当社が負担しております。各候補者が取締役として選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- 4 社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
- (1) 若林辰雄、北沢利文、内藤忠顕、庄司哲也及び木村和子の5氏は、社外取締役候補者であり、各氏が取締役として選任された場合は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

- (2) 当社の社外取締役就任からの年数(本株主総会終結の時まで)
若林辰雄氏 2年 北沢利文氏 2年 内藤忠顕氏 1年

第3号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の社外取締役を除く取締役 11 名に対し、取締役賞与総額 4,500 万円を支給いたしたく存じます。

当社は 2021 年 2 月 26 日開催の取締役会において取締役の個人別報酬等の決定方針を定めており、その概要は事業報告 23 頁から 24 頁に記載のとおりであります。本議案に基づく取締役賞与の支給は、当該決定方針に沿って審議を行った指名・報酬委員会の答申を得て、これに基づき取締役会が決定したものであり、当期の業績等を勘案して、相当なものであると判断しております。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1 事業の経過及び成果

(1) 事業の状況

当期の世界経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の影響により、景気は依然として厳しい状況にあるなか、欧州で弱い動きとなりましたが、米国で着実に持ち直しているほか、中国では緩やかに回復しました。またわが国経済は、同感染症の影響により、依然として厳しい状況にあり、設備投資や生産で持ち直しの動きが続いているものの、個人消費など一部に弱さがみられました。

こうした経済情勢にあって、当社グループを取り巻く事業環境は、倉庫及び港湾運送等物流業界においては、競争の激化や人手不足等を背景としたコストの増加に加え、同感染症の影響を受け輸出入貨物が減少したことにより、また不動産業界においては、緊急事態宣言の二度にわたる発出に加え、消費者の行動変化等により商業施設の一部で集客が落ち込むなど、いずれも厳しい状況のうちに推移しました。

このような状況の下、当社グループは、同感染症予防に努めながら営業活動を推進し、物流部門では、医薬品等の配送センター業務の拡大、国際輸送貨物の取扱維持等に努め、不動産部門では、テナントの確保及び賃料水準の維持・向上に努めました。他方、コスト管理の徹底と業務の効率化を一層推し進め、業績の確保に努めました。

この結果、営業収益は、物流部門で、倉庫、陸上運送、港湾運送及び国際運送取扱の各事業において同感染症の影響による貨物取扱量の減少等に伴い収入が減少し、不動産部門で、不動産賃貸事業における同感染症の影響による一部商業施設のテナント休業、マンション販売事業における販売物件の減少等により収入が減少したため、全体として前期比153億2千8百万円(6.7%)減の2,137億2千9百万円となりました。他方営業原価は、物流部門で、貨物取扱量の減少に伴い作業運送委託費が減少したほか、不動産部門で、マンション販売物件の減少に伴い不動産販売原価等が減少したため、全体として前期比142億6千5百万円(6.9%)減の1,918億7千5百万円となり、販売費及び一般管理費は、経費の減少等により、同6億2百万円(5.6%)減の101億1千8百万円となりました。

このため、営業利益は、物流部門で若干の増益となったものの不動産部門で減益となったので、全体として前期比 4 億 6 千万円(3.8%)減の 117 億 3 千 5 百万円となり、経常利益は、受取配当金の減少もあり、同 8 億 8 百万円(4.8%)減の 160 億 1 千 3 百万円となりました。また親会社株主に帰属する当期純利益は、特別利益で、名古屋駅近辺の当社不動産事業用地の一部譲渡等による固定資産処分益及び受取補償金(合計約 366 億円)等を計上したほか、政策保有株式の一部売却による投資有価証券売却益の増加もあり、前期比 273 億 8 百万円(230.4%)増の 391 億 6 千万円となりました。

当社グループの部門別の概況は、次のとおりであります。

① 物流部門

倉庫事業で貨物保管や物流施設賃貸業務が底堅く推移しましたが、倉庫、陸上運送、港湾運送及び国際運送取扱の各事業において、新型コロナウイルス感染症の影響により貨物取扱量が減少しており、倉庫、陸上運送の両事業は、医薬品、日用品等の取扱が増加したものの自動車部品、飲料等の取扱減少により、営業収益は倉庫事業で前期比 1.0%減の 559 億 5 千 4 百万円、陸上運送事業で同 7.5%減の 482 億 1 千 4 百万円となりました。また港湾運送事業は、コンテナ貨物の取扱減少等により、営業収益は前期比 8.4%減の 213 億 3 千 2 百万円となり、国際運送取扱事業は、輸出入貨物の取扱減少等により、営業収益は同 7.2%減の 465 億 1 千 4 百万円となりました。

この結果、物流部門全体の営業収益は、前期比 104 億 5 千 3 百万円(5.5%)減の 1,792 億 5 千 5 百万円となりました。また営業費用は、貨物取扱量の減少に伴い作業運送委託費が減少したほか、人件費、修繕費等の経費の減少もあり、前期比 105 億 1 百万円(5.8%)減の 1,720 億 2 千 3 百万円となりました。このため営業利益は、前期比 4 千 8 百万円(0.7%)増の 72 億 3 千 2 百万円となりました。

② 不動産部門

主力の不動産賃貸事業は、同感染症の影響による一部商業施設のテナント休業等に伴い、営業収益は前期比 1.2%減の 284 億 4 千 6 百万円となりました。その他の営業収益は、マンション販売事業における販売物件の減少等により、前期比 37.9%減の 77 億 6 百万円となりました。

この結果、不動産部門全体の営業収益は、前期比 50 億 4 千 6 百万円(12.2%)減の 361 億 5 千 3 百万円となりました。また営業費用は、マンション販売物件の減少に伴い不動産販売原価等が減少したため、前期比 42 億 2 千 5 百万円(13.9%)減の 261 億 1 千 4 百万円となりました。このため営業利益は、前期比 8 億 2 千万円(7.6%)減の 100 億 3 千 8 百万円となりました。

部門別営業収益

区 分	当 期	前 期	前期比増減 (△印減)	
			金 額	率
物 流 部 門	百万円 179,255	百万円 189,709	百万円 △ 10,453	% △ 5.5
(倉 庫 事 業)	(55,954)	(56,507)	(△ 552)	(△ 1.0)
(陸 上 運 送 事 業)	(48,214)	(52,132)	(△ 3,918)	(△ 7.5)
(港 湾 運 送 事 業)	(21,332)	(23,295)	(△ 1,962)	(△ 8.4)
(国 際 運 送 取 扱 事 業)	(46,514)	(50,138)	(△ 3,623)	(△ 7.2)
(そ の 他)	(7,239)	(7,635)	(△ 396)	(△ 5.2)
不 動 産 部 門	36,153	41,199	△ 5,046	△ 12.2
(不 動 産 賃 貸 事 業)	(28,446)	(28,787)	(△ 341)	(△ 1.2)
(そ の 他)	(7,706)	(12,412)	(△ 4,705)	(△ 37.9)
部 門 間 取 引 消 去	△ 1,679	△ 1,851	171	—
合 計	213,729	229,057	△ 15,328	△ 6.7

(注) 部門間取引消去は、物流部門と不動産部門の営業収益に含まれる部門間取引分の消去である。

(2) 設備投資の状況

当社グループは、倉庫の建設並びに土地及び賃貸用施設の購入等総額 388 億 1 千 7 百万円の設備投資を行いました。

当期中の主要な設備投資案件は、次のとおりであります。

① 竣工した倉庫

埼 玉 三郷 2 号配送センター(第 2 期) [2020 年 10 月竣工]
倉 庫(4 階建、延床面積約 27,700 平方米)

② 購入した土地及び賃貸用施設

名古屋 中村区名駅三丁目不動産事業用地 [2020 年 4 月購入]
(約 2,500 平方米。うち当社共有持分 74.6%)

名古屋 名駅ダイヤメイテツビル [2020 年 6 月購入]
賃貸用オフィス・店舗
(14 階建、延床面積約 18,900 平方米。うち当社共有持分 78.6%)
土 地(約 2,200 平方米。うち当社所有分約 1,400 平方米)

東 京 中央区日本橋一丁目賃貸オフィスビル(2棟) [2020年12月購入]

- ・賃貸用オフィス(7階建、延床面積約2,200平方メートル)
土 地(約400平方メートル)
- ・賃貸用オフィス(8階建、延床面積約1,000平方メートル)
土 地(約200平方メートル)

③ 大規模改修中の賃貸用施設

東 京 永代ダイヤビルディング [受変電設備更新工事2022年3月完了予定]

コンピュータ専用賃貸ビル(14階建、延床面積約29,900平方メートル)

(3) 資金調達の状況

当社グループの設備投資資金及び運転資金は、自己資金及び金融機関からの借入金により賄いました。

なお、当社は、2021年3月12日に第14回無担保社債(額面総額50億円。2014年3月12日発行)を償還しました。

(4) 今後の見通しと課題

今後の世界経済は、新型コロナウイルス感染症の再拡大によるリスクが懸念されるものの、米国で着実な持ち直しが続き、中国では緩やかな回復が続くことが期待されます。またわが国経済は、同感染症拡大の防止策を講じるなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されます。

こうした経済情勢にあって、当社グループを取り巻く事業環境は、倉庫及び港湾運送等物流業界においては、荷動きの回復が期待されるものの、競争の激化、人手不足等を背景としたコストの増加により極めて厳しい状況が続き、また不動産業界においては、同感染症の影響による商業施設の売上低下に加え、賃貸オフィスビル需給の緩み等により、業況の停滞が懸念されます。

このような事業環境の下、当社グループは、2030年に目指す姿として「MLC2030 ビジョン」を掲げ、「お客様の価値向上に貢献する」を第一に、お客様のパートナーとして調達から流通・販売までのサプライチェーンを一貫で担うロジスティクス企業として、国内外のお客様から選ばれ続ける企業グループとなることを目指します。

具体的には、

- ① 「医療・ヘルスケア」「食品・飲料」「機械・電機」を重点分野として、お客様起点のサポート体制を確立し、お客様のパートナーとしてサプライチェーン全体の課題に対応することにより、事業領域及びシェアの拡大を図ります。
- ② 海外においては、東南アジア(ASEAN)等において増加が見込まれる高品質なコールドチェーン需要を狙い、「医療・ヘルスケア」「食品・飲料」分野におけるお客様のサプライチェーンのサポート体制拡充とフォワーディング事業の強化を進めます。
- ③ 港運事業においては、世界トップレベルの評価を受ける荷役能率等を武器に競争力を更に高めていくことにより、また、不動産事業においては、複合施設等の開発と運営力強化により、安定した利益を確保します。
- ④ 全事業の業務プロセスを見直すとともに、IoT、AI、ロボット等の新技術を活用した効率的なオペレーションにより、サービス品質及び生産性の向上を実現します。
- ⑤ 当社・グループ会社一体となった組織運営によるコスト競争力強化と重点分野等の人材確保・育成による成長を目指します。

併せて、2019年度から2021年度の3カ年を「MLC2030ビジョン」の実現に向けた飛躍のための第1ステージと位置付ける中期経営計画[2019-2021]に沿い、当社グループの更なる成長のため、また、お客様、グループ社員、株主・投資家等ステークホルダーの期待に応えるため、以下の施策に確実に取り組み、「MLC2030ビジョン」の実現に向けて邁進していきます。

- ① 重点分野における事業基盤の整備
- ② 新技術活用体制の構築
- ③ 港運事業の競争力維持
- ④ 不動産事業の複合施設等の開発と運営力強化のための体制整備
- ⑤ 業務プロセス効率化等による生産性の向上
- ⑥ 働き方改革とイノベーション創出のための環境整備
- ⑦ 株主還元の強化
- ⑧ CSR経営の推進

さらに、企業理念、MLC2030ビジョン、経営計画[2019-2021]の基本方針及びこれまでのCSR活動等を踏まえ、価値創造ストーリーを策定したほか、取り組むべき社会課題を踏まえた6つの重要テーマ(①安全・安心、災害対応、②環境対応、③先端技術、イノベーション、

④パートナーシップ、⑤人材育成・社員満足度向上、⑥コンプライアンス、人権・ジェンダー)及び各テーマにおける施策・評価指標・目標値を設定し、ESG経営の実現及びSDGsの目標達成への貢献に向けた取組みを推進していきます。

物流、不動産という社会基盤を担う当社グループの事業は、まさにSDGsの精神である「持続可能な」社会づくりに貢献するものであり、当社グループは、環境対応等、社会課題の解決に取り組むなかで事業の成長機会を見出し、グループの持続的な成長を目指します。

2 財産及び損益の状況の推移

当社グループ及び当社の当期及び過去3期の損益及び財産の状況の推移は、次のとおりであります。

区 分		第215期 (2017/4~2018/3)	第216期 (2018/4~2019/3)	第217期 (2019/4~2020/3)	当 期 (2020/4~2021/3)
当 社 グ ル ー プ	営 業 収 益	百万円 215,407	百万円 227,185	百万円 229,057	百万円 213,729
	営 業 利 益	12,421	12,660	12,195	11,735
	経 常 利 益	16,160	17,333	16,822	16,013
	親会社株主に帰属する当期純利益	10,517	11,564	11,851	39,160
	1株当たり当期純利益	円 銭 120 07	円 銭 132 03	円 銭 137 31	円 銭 462 28
	総 資 産	百万円 462,031	百万円 482,575	百万円 468,243	百万円 535,761
	純 資 産	294,550	299,104	286,356	326,829
当 社	営 業 収 益	百万円 148,610	百万円 157,432	百万円 160,031	百万円 151,553
	営 業 利 益	9,665	9,016	8,899	9,376
	経 常 利 益	15,382	14,619	13,616	13,964
	当 期 純 利 益	10,701	10,125	10,109	38,573
	1株当たり当期純利益	円 銭 122 12	円 銭 115 55	円 銭 117 08	円 銭 455 16
	総 資 産	百万円 412,693	百万円 433,462	百万円 416,534	百万円 483,917
	純 資 産	270,422	274,400	260,685	299,249

- (注) 1 2017年10月1日をもって、2株につき1株の割合で株式併合を行ったため、当社グループ及び当社の1株当たり当期純利益は、第215期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、算定している。
- 2 『『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第216期の期首から適用しており、第215期に係る当社グループ及び当社の総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額になっている。
- 3 第216期において、当社の営業利益、経常利益、当期純利益及び1株当たり当期純利益が減少したのは、配送センター新規稼働に伴う初期費用の計上のほか、人件費及び減価償却費の増加等によるものである。
- 4 第217期において、当社グループ及び当社の営業利益、経常利益が減少したのは、港湾運送及び国際運送取扱の両事業において貨物取扱量が減少したこと等によるものである。
- 5 当期において、当社の営業利益及び経常利益が増加したのは、倉庫事業において貨物保管や物流施設賃貸業務が底堅く推移したほか、販売費及び一般管理費が減少したこと等によるものであり、当社グループの親会社株主に帰属する当期純利益及び1株当たり当期純利益並びに当社の当期純利益及び1株当たり当期純利益が増加したのは、名古屋駅近辺の当社不動産事業用地の一部譲渡等による固定資産処分益及び受取補償金等を特別利益として計上したことによるものである。
- 6 当社グループ及び当社の1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出し、単位未満を四捨五入。

3 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
富士物流株式会社	2,979	95.0	倉庫業
菱倉運輸株式会社	360	100	陸上運送業
ダイヤビルテック株式会社	100	100	不動産管理業
神菱港運株式会社	36	86.0	港湾運送業
三菱倉庫(中国)投資有限公司	250百万円	100	中国における物流事業への投資及び傘下物流事業会社の管理
インドネシア三菱倉庫会社	631,665百万ルピア	99.9	倉庫業
米国三菱倉庫会社	10,000千米ドル	100	国際運送取扱業
欧州三菱倉庫会社	2,500千ユーロ	100	国際運送取扱業

連結決算の対象となる連結子会社は、上記の重要な子会社8社を含む50社(前期比1社減)、持分法適用会社は、3社であります。その多くは、物流事業に関連する作業・運送や不動産事業に関連するビル管理業務等を担当しております。

4 主要な事業内容

(1) 物流部門

① 倉庫事業

寄託を受けた物品の倉庫における保管及び入出庫荷役等を行う事業

② 陸上運送事業

貨物自動車による運送、利用運送等を行う事業

③ 港湾運送事業

港湾において沿岸荷役・船内荷役等を行う事業

④ 国際運送取扱事業

国際間の物品運送の取扱(国内における海運貨物取扱を含む。)を行う事業

(2) 不動産部門

不動産の売買・賃貸借・管理及び建設工事の請負・設計・監理等を行う事業

5 主要な事業所

(1) 当社

本店 東京都中央区

支店 東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、福岡

(2) 子会社

① 物流部門

富士物流株式会社(東京都港区)

菱倉運輸株式会社(東京都江東区)

神菱港運株式会社(神戸市中央区)

三菱倉庫(中国)投資有限公司(中国 上海市)

インドネシア三菱倉庫会社(インドネシア 西ジャワ州)

米国三菱倉庫会社(米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市)

欧州三菱倉庫会社(オランダ 南ホラント州 リダーケルク市)

② 不動産部門

ダイヤビルテック株式会社(東京都中央区)

6 従業員の状況

(1) 当社グループの従業員の状況

区 分	従 業 員 数 (前期末比)
物 流 部 門	4,229 名 (26名減)
不 動 産 部 門	288 (9名減)
当 社 本 店 管 理 部 門	81 (8名増)
合 計	4,598 (27名減)

- (注) 1 当社グループ外への休職出向者 44 名は含まれていない。
 2 ほかに臨時従業員 1,259 名及び当社グループ外からの出向・派遣受入者 1,311 名がいる。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数(前期末比)	平均年齢	平均勤続年数
996 名 (44名増)	39 歳 8 月	15 年 8 月

- (注) 1 他社への休職出向者 106 名は含まれていない。
 2 ほかに臨時従業員 172 名並びに当社グループ内及び当社グループ外からの出向・派遣受入者 633 名がいる。
 3 平均年齢及び平均勤続年数は、単位未満を切捨。

7 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	37,503 百万円
農 林 中 央 金 庫	8,520

II 会社の状況に関する事項

1 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 220,000,000株

(2) 発行済株式総数、資本金及び株主数

区 分	当 期 末	前 期 末	前期末比
発 行 済 株 式 総 数	87,960,739 ^株	87,960,739 ^株	0 株
資 本 金	22,393,986,570 ^円	22,393,986,570 ^円	0 円
株 主 数	6,323 ^名	6,714 ^名	391 名減

(注) 発行済株式総数には、自己株式 5,263,066 株を含む。

(3) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	13,907	16.8
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	5,317	6.4
明治安田生命保険相互会社	5,153	6.2
三菱地所株式会社	3,665	4.4
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー505001	2,095	2.5
東京海上日動火災保険株式会社	2,041	2.5
A G C 株 式 会 社	1,657	2.0
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,505	1.8
株 式 会 社 竹 中 工 務 店	1,505	1.8
キリンホールディングス株式会社	1,482	1.8

(注) 1 上記のほかに当社保有の自己株式 5,263 千株がある。

2 株式会社三菱UFJ銀行は、上表のほかに当社株式 750 千株を議決権を留保した退職給付信託として信託設定している。

3 持株比率は、自己株式(5,263,066 株)を除いて算出している。

(4) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主と一層の価値共有を進めることを目的として、社外取締役を除く取締役を対象に、当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する時まで処分することを認めない譲渡制限付株式報酬を付与するため、次のとおり株式を交付しております。

	株式の種類及び株式数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く)	当社普通株式 19,994株	11名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

2 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項

役名	氏名	担当又は重要な兼職の状況
※ 取締役社長	藤倉正夫	
常務取締役	小原祥司	港運事業担当
常務取締役	若林仁	倉庫事業担当
常務取締役	斉藤康	経理・情報システム担当
常務取締役	木村伸児	企画・工務・不動産事業担当、工務部長
※ 常務取締役	奈良場三郎	総務・広報・人事・内部監査担当
常務取締役	西川浩司	国際輸送事業担当、国際業務室長
取締役	若林辰雄	三菱UFJ信託銀行株式会社特別顧問
取締役	北沢利文	東京海上日動火災保険株式会社取締役副会長
取締役	内藤忠顕	日本郵船株式会社取締役会長・会長執行役員
取締役	中島立志	横浜支店長
取締役	山尾聡	大阪支店長
取締役	三浦晃雄	名古屋支店長
取締役	前川昌範	総務部長兼広報室長
常任監査役(常勤)	渡辺徹	
監査役(常勤)	長谷川幹根	
監査役	山田洋之助	弁護士
監査役	佐藤孝夫	公認会計士
監査役	三浦潤也	菱倉運輸株式会社常勤監査役

- (注) 1 ※印は、代表取締役を示す。
- 2 取締役のうち若林辰雄、北沢利文、内藤忠顕の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ている。
 - 3 監査役のうち長谷川幹根、山田洋之助、佐藤孝夫の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ている。
 - 4 監査役佐藤孝夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有している。
 - 5 当社は、東京海上日動火災保険株式会社との間に保険契約等の取引がある。
 - 6 当社は、日本郵船株式会社との間に物流業務受委託等の取引がある。
 - 7 上記のほか社外役員の重要な兼職の状況は、後記の「(3) 社外取締役に関する事項」及び「(4) 社外監査役に関する事項」に記載している。
 - 8 当期中に退任した取締役及び監査役は、次のとおりである。
 - (1) 2020年6月26日退任

取締役会長	松井 明 生	取 締 役	宮 原 耕 治
監 査 役	今 井 洋		
 - (2) 2020年6月26日辞任

監 査 役	桜 井 憲 二		
-------	---------	--	--
 - 9 2021年4月1日付をもって、上記のうち次に掲げる取締役の役名及び担当に変更があった。

(旧役名)		(新役名及び担当)	
常務取締役	小 原 祥 司	取 締 役(一)	
常務取締役	木 村 伸 児	常務取締役(工務・港運事業・不動産事業担当)	
常務取締役	奈良場 三 郎	常務取締役(総務・広報・人事・企画・内部監査担当)	
常務取締役	西 川 浩 司	常務取締役(国際輸送事業担当、海外業務部長)	

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、当該方針について指名・報酬委員会に諮問し、その答申を得て、これに基づき取締役会において次のとおり決議しております。

- (i) 基本報酬の個人別の報酬等の額、並びに業績連動報酬及び非金銭報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

取締役の報酬等については、各職責や世間水準を踏まえた額とし、基本報酬、業績連動報酬及び株式報酬で構成する。

基本報酬は月例の固定報酬として、株主総会で定められた報酬枠の範囲内で各役位に応じて支給する。

業績連動報酬は、社外取締役を除く取締役を対象とする賞与とし、前年度の業績指標に応じて定めた総額を株主総会で決定し、毎年、一定の時期に支給する。業績指標は、経常的な経営活動全般の利益を表し、定量的な指標として適当と考えられる経常利益とし、前年度経常利益水準に応じて金額を定めた算定表に基づき賞与総額案を決定する。

株式報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主と一層の価値共有を進めることを目的として、当該目的を踏まえ相当と考えられる金額を、株主総会で定められた報酬枠の範囲内で、社外取締役を除く取締役を対象に、当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する時まで処分することを認めない譲渡制限付株式報酬付与のための報酬として毎年、一定の時期に支給する。

- (ii) 金銭報酬の額、業績連動報酬の額又は非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

個人別に支給される各報酬の割合が、役位毎に期待される職責に応じた適切なインセンティブとなるよう考慮して、各報酬等の個人別支給額を決定する。

なお、中長期的な業績と連動させる観点から、月例報酬及び賞与から各役位に応じて設定された額以上を抛出し、役員持株会を通して自社株式購入に充てることとし、購入した株式は在任期間中及び退任後1年間はその全てを保有することとする。

- (iii) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

上記方針に基づき、株主総会に付議する報酬枠設定、賞与支給及び株式報酬支給に係る各議案の原案並びに各報酬の個人別の配分等については、取締役の指名及び報酬の決定に関する手続の客観性及び透明性を一層高めることを目的として設置した取締役会の諮問機関であり、独立した社外取締役を主要な構成員とする「指名・報酬委員会」で審議を行い、同委員会の答申に基づき、これらを社外取締役、社外監査役も出席する取締役会で審議し、決議する。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、上記方針に基づき審議を行った指名・報酬委員会の答申を得て、これに基づき取締役会が決定したものであることから、その内容が上記方針に沿うものであると判断しております。

- ② 監査役の報酬等の額又は算定方法に係る決定方針に関する事項

監査役の報酬については、株主総会で定められた報酬枠の範囲内で監査役の協議により決定しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は年額 6 億円(うち社外取締役に対して年額 1 億円。2019 年 6 月 27 日開催の第 216 回定時株主総会決議。使用人分給与を含まない。)、監査役の報酬限度額は年額 1 億 20 百万円(2019 年 6 月 27 日開催の第 216 回定時株主総会決議)であり、2019 年 6 月 27 日開催の第 216 回定時株主総会終結時点での取締役及び監査役の員数は、取締役は 15 名(うち社外取締役 4 名)、監査役は 5 名であります。

また、上記の取締役報酬枠の範囲内で、社外取締役を除く取締役を対象として、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬を支給することとしており(年額 1 億 50 百万円、当社普通株式 10 万株を上限とする。2020 年 6 月 26 日開催の第 217 回定時株主総会決議)、2020 年 6 月 26 日開催の第 217 回定時株主総会終結時点での社外取締役を除く取締役の員数は 11 名であります。

なお、2021 年 6 月 29 日開催の第 218 回定時株主総会第 3 号議案「取締役賞与支給の件」の承認可決を条件として、当期末時点の社外取締役を除く取締役 11 名に対し、取締役賞与総額 45 百万円を支給する予定であります。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	賞与 (業績連動報酬)	譲渡制限付 株式報酬 (非金銭報酬)	
取 締 役 (うち社外取締役)	489 (31)	404 (31)	45 (-)	40 (-)	16 (4)
監 査 役 (うち社外監査役)	78 (42)	78 (42)	- (-)	- (-)	7 (4)

- (注) 1 賞与は、経常的な経営活動全般の利益を表し、定量的な指標として適当と考えられる経常利益を業績指標とし、その総額は、経常利益の水準に応じて金額を定めた算定表に基づき決定することとしており、第 218 期の連結経常利益は 16,013 百万円、経常利益は 13,964 百万円である。上記の賞与の額は、2021 年 6 月 29 日開催の第 218 回定時株主総会第 3 号議案「取締役賞与支給の件」の承認可決を条件として支給予定の額である。
- 2 上記の譲渡制限付株式報酬の額は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した額である。当該株式報酬の内容及びその交付状況は、1 株式に関する事項 (4) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況に記載のとおりである。
- 3 上記支給額のほか、使用人兼務取締役(当期 4 名)の使用人分給与相当額 78 百万円を支給した。

(3) 社外取締役に関する事項

① 他の法人等における重要な兼職の状況

氏名	会社名	役職
若林辰雄	三菱マテリアル株式会社	社外取締役
北沢利文	株式会社三菱UFJ銀行 積水ハウス株式会社	社外取締役監査等委員 社外取締役

- (注) 1 当社は、三菱マテリアル株式会社との間に物流業務受託等の取引がある。
 2 当社は、株式会社三菱UFJ銀行との間に金銭借入及び物流業務受託等の取引がある。
 3 当社は、積水ハウス株式会社との間に物流業務受託等の取引がある。

② 主な活動状況

若林辰雄氏は、当期に開催した取締役会 12 回全てに出席し、長年にわたり三菱UFJ信託銀行株式会社の経営に携わってきた経験を通じて得た知見を活かして、また、金融・ファイナンス等に対して有する豊富な知識と経験に基づき、独立した客観的な立場から取締役会において積極的に発言を行い、当社経営陣・取締役に対する監督に努め、取締役としての職責を十分に果たしました。

また、指名・報酬委員会の委員長として、当期に開催した同委員会 5 回全てに出席し、取締役の指名及び報酬の決定に関する手続の客観性及び透明性の維持・向上に貢献しました。

北沢利文氏は、当期に開催した取締役会 12 回全てに出席し、長年にわたり東京海上日動火災保険株式会社の経営に携わってきた経験を通じて得た知見を活かして、また、リスクマネジメントやファイナンス等に対して有する豊富な知識と経験に基づき、独立した客観的な立場から取締役会において積極的に発言を行い、当社経営陣・取締役に対する監督に努め、取締役としての職責を十分に果たしました。

また、指名・報酬委員会の委員として、当期に開催した同委員会 5 回全てに出席し、取締役の指名及び報酬の決定に関する手続の客観性及び透明性の維持・向上に貢献しました。

内藤忠頭氏は、取締役会 9 回中 9 回に出席し、長年にわたり日本郵船株式会社の経営に携わってきた経験を通じて得た知見を活かして、また、物流事業等に対して有する豊富な知識と経験に基づき、独立した客観的な立場から取締役会において積極的に発言を行い、当社経営陣・取締役に対する監督に努め、取締役としての職責を十分に果たしました。

(注) 内藤忠顕氏については、2020年6月26日開催の第217回定時株主総会において取締役を選任されたため、同日以降に開催された9回について記載している。

(4) 社外監査役に関する事項

① 他の法人等における重要な兼職の状況

氏名	会社名	役職
山田洋之助	三洋貿易株式会社	社外取締役
佐藤孝夫	アイエックス・ナレッジ株式会社	社外取締役

(注) 当社は、三洋貿易株式会社との間に物流業務受託等の取引がある。

② 主な活動状況

当期に監査役会を16回開催し、長谷川幹根氏は16回、山田洋之助氏は16回、佐藤孝夫氏は12回出席しております。また、当期に取締役会を12回開催し、長谷川幹根氏は12回、山田洋之助氏は12回、佐藤孝夫氏は9回出席しております。各社外監査役は、弁護士、公認会計士のそれぞれの経験等に基づく客観的、専門的見地から有益な意見を述べました。

(注) 佐藤孝夫氏については、2020年6月26日開催の第217回定時株主総会において監査役を選任されたため、同日以降に開催された監査役会12回及び取締役会9回についてそれぞれ記載している。

3 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬

67百万円

(注) 1 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認のうえ、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っている。

2 当社と監査法人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないので、報酬額にはこれらの合計額を記載している。

(3) 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)であるアドバイザー業務を委託しております。

(4) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

95百万円

(注) 当社の重要な子会社のうち、三菱倉庫(中国)投資有限公司、インドネシア三菱倉庫会社及び欧州三菱倉庫会社は、当社の会計監査人以外の監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査(会社法又は金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定によるものに限る。)を受けている。

(5) 解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められるなど、会計監査人の変更が必要と判断される場合には、監査役会の決議により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

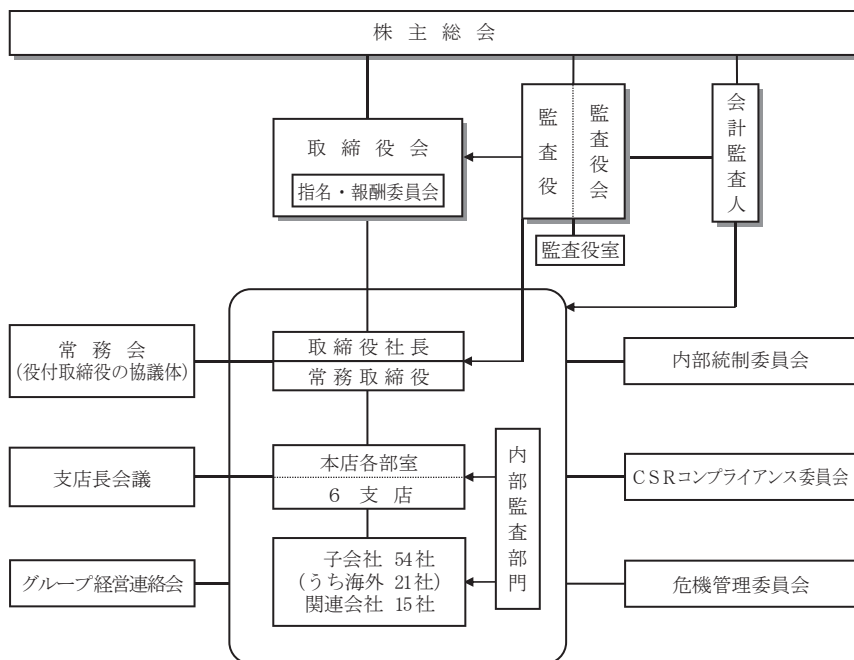
Ⅲ 会社の体制及び方針

1 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、役職員が職務執行に当たって遵守すべき準則、憲章として「行動基準」を次のとおり制定し、関係法規の遵守を徹底、加えて環境保全、社会貢献等にも積極的に取り組む姿勢を明確にしております。

- ① わが社は、法令及びルールを遵守し、社会規範にもとることのないよう誠実かつ公正に企業活動を遂行する。
- ② わが社は、適時適切に企業情報を開示し、広く社会とのコミュニケーションを図る。
- ③ わが社は、市民社会の秩序安全に脅威を与える反社会的勢力とは、引続き一切の関係を持たない。
- ④ わが社は、環境問題の重要性を認識し、環境保全の活動に協力する。
- ⑤ わが社は、安全、良質で社会的に有用なサービスを提供するとともに、地域社会、国際社会との調和を念頭に「良き企業市民」として社会貢献活動に努める。

<会社の機関等の関連図(2021年3月31日現在)>



当社は、この行動基準の下、役職員の適正な職務執行と会社業務の適正を確保するため、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を次のとおり制定しております。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

重要な意思決定は、付議基準を明確化した取締役会規則に則って原則月 1 回開催される取締役会において審議し決議する。職務執行については、取締役の担当を定め、各取締役が法令・定款に従って責任を持って担当に係る職務を執行する。

監査役は、重要な稟議書を閲覧するとともに、取締役会、常務会及び支店長会議等に出席して重要な意思決定及び職務執行の状況を把握し、意見を述べる。

(2) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社「行動基準」及び社内規則を周知徹底するとともに、内部監査部門が年間監査計画に基づき法令遵守や職務執行状況の監査に当たり、その結果を担当の役付取締役に報告し、コンプライアンス担当部門が監査結果の改善状況を検証する。

また、法令・定款に抵触するおそれのある行為を防止又は早期に発見して是正するため内部通報窓口（ヘルプライン）を設置する。

更に、内部統制委員会、CSRコンプライアンス委員会を設置して、内部統制機能の整備状況、コンプライアンス態勢を検証し充実を図る。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、取締役の職務執行に係る重要文書等は、法令及び社内規則に則って適切に保存、管理する。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

危機管理基本マニュアル等の徹底を図るとともに危機管理委員会を設置して、事業リスク、財務・法務に係るリスク等の未然防止並びに自然災害の予防強化に努める。また、リスクが発生した場合には「対策本部」を設置して全社をあげた支援と対策を集中的に実施することにより、損失の極小化と平常業務への早期復帰に努める。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は、経営の効率性と健全性を堅持しつつ、経営計画に則して各担当に係る職務を執行する。

また、重要な職務執行については、全役付取締役に構成し毎週 1 回程度開催する常務会（常勤監査役がオブザーバーとして出席）において十分な資料に基づき協議するとともに、取締役会において決議又は執行状況の報告を行う。

- (6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・当社から子会社に役員を派遣し、子会社の業態に応じた行動基準を整備するとともに、子会社の取締役の職務の執行が経営計画に則して効率的に行われるよう管理する。
 - ・関係会社管掌規則に則って、子会社の重要な職務執行については事前に当社と協議するほか、子会社の業務執行状況、財務状況等について、担当の役付取締役が子会社から定期的に、または必要に応じて報告を受ける。
 - ・当社と重要な子会社で構成するグループ経営連絡会を年2回程度開催し、当社グループ全体の業務の適正を確保する。
 - ・内部監査部門が子会社の法令遵守や業務執行状況を監査し、その結果を担当の役付取締役に報告するとともに、監査役、内部監査部門と子会社の監査役が連携して、必要に応じて当社グループ全体の業務の適正化につき意見を述べる。
 - ・子会社における法令・定款に抵触するおそれのある行為を防止又は早期に発見して是正するため、当社と共通の内部通報窓口(ヘルプライン)を設置する。
 - ・子会社の損失の危険に対しては、危機管理基本マニュアル等により管理するとともに、子会社はその業態に応じた危機管理体制を整備する。
 - ・財務報告の信頼性を確保するための内部統制については、適切に体制を整備し、運用する。
- (7) 監査役を補助すべき使用人に関する事項
監査役を補助すべき部署として監査役室を設置し、専任者を配置する。
- (8) 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役室の専任者は職制上監査役直属とし、その人事に係る事項等については、監査役会と事前協議する。
- (9) 取締役及び使用人並びに子会社の役員及び使用人(これらの者から報告を受けた者を含む。)が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人並びに子会社の役員及び使用人(これらの者から報告を受けた者を含む。)はその職務執行状況及び財務状況等について定期的に監査役に報告するとともに、内部監査部門は内部監査の結果を監査役に報告する。
また、取締役及び使用人並びに子会社の役員及び使用人(これらの者から報告を受けた者を含む。)は経営に重要な影響を及ぼす事項について、都度監査役に報告する。
- (10) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
内部通報を含め監査役へ報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わない。

- (11) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務については、法令に則って適正に処理する。
- (12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、会計監査人から定期的に監査の状況の報告を受けるとともに、内部監査部門による内部監査を活用して実効的な監査を行う。
取締役及び使用人は、監査に際し、監査役に協力して必要な情報を適時に提供する。

2 上記1の体制の運用状況の概要

当社は、上記の「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき、当社及び子会社の内部統制システムを構築し運用しております。

当期の内部統制システムの運用状況の概要は次のとおりです。

- (1) 取締役及び使用人の職務執行に関する状況
- ・取締役会を12回開催し、重要な意思決定について審議し決議するとともに、重要な職務の執行状況について担当の取締役から報告を行っている。
 - ・役付取締役全員で構成し取締役社長が主宰する常務会(常勤監査役がオブザーバーとして出席)を毎週1回程度開催し、経営に関する重要事項の協議を行っている。
 - ・各役付取締役は、常務会の協議を踏まえ、業務分掌に沿い責任を持って中期経営計画[2019-2021]に基づく施策をはじめ担当業務の執行を行っている。
 - ・支店長のほか、取締役、監査役及び本店部室長で構成する支店長会議を毎月1回程度、計11回開催し、職務執行状況の報告・確認等を行っている。
 - ・内部統制委員会、CSRコンプライアンス委員会及び危機管理委員会を各1回開催し、各委員会独自の観点から全社業務の執行状況を検証している。また、新型コロナウイルス感染症対策のため、危機管理基本マニュアルに基づき危機管理委員会と協議のうえ、社長を本部長とする対策本部を設置している。
 - ・当社「行動基準」及び社内規則を周知徹底するため、社内研修を行うとともに、役職員に対するアンケート調査等により遵守状況を確認している。
 - ・作成した取締役会議事録、取締役の職務執行に係る重要文書等は、法令及び社内規則に定める保存年限に従って各担当部署が管理している。

(2) 当社及び子会社から成る企業集団に関する状況

- ・当社グループに発生する損失の危険を管理するため、危機管理基本マニュアルを作成し、周知徹底している。
- ・子会社に当社役職員を役員として派遣し、子会社の業務を執行又は監査・監督することにより子会社を管理している。
- ・各子会社を管轄する部署を定め、当該部署は子会社の重要な職務執行について子会社と協議を行い、子会社から定期的に財務状況等について報告を受け、担当の役付取締役及び監査役に報告している。また、当社と重要な子会社で構成するグループ経営連絡会を1回開催し、中期経営計画[2019-2021]に基づく施策の進捗状況をはじめ業績、課題等について報告、確認を行っている。
- ・財務報告に係る内部統制については、その運用及び評価に関する当社グループの体制、手順及び方法等の基本的な方針を定める「内部統制評価方針書」に基づき有効性の評価を行っている。

(3) 監査役、内部監査及び内部通報に関する状況

- ・監査役は、代表取締役と定期的な会合等により情報交換するほか、取締役会、常務会、支店長会議等の重要な会議に出席し、稟議書等の取締役の職務執行に係る重要文書等を閲覧するとともに、年間監査計画に基づき当社の監査及び子会社等の調査や取締役等へのヒアリングを行っている。また、監査役会を16回開催し、会社の状況及び監査結果等の情報を共有している。
- ・監査役、内部監査部門、会計監査人及び子会社の監査役は、それぞれの年間監査計画の策定及び実施等において、定期的な打合せや随時情報交換を行い、実効的かつ効率的に職務を遂行している。
- ・監査役の職務遂行を補助するため、本店に監査役室(専任1名)を設置している。当該専任者は監査役の指示に従い業務を遂行し、その人事に係る事項等については監査役会と事前協議している。
- ・監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務については、監査役からの請求に応じ法令に則って適正に処理している。
- ・内部監査部門として本店に監査部(専任7名)を設置するほか監査補助者(2名)を配置、各支店に監査人(各1名)及び監査補助者(各2名)を配置し、年間監査計画に基づき当社及びグループ各社の監査を行っている。監査結果は担当の役付取締役及び監査役に報告し、コンプライアンス担当部門が四半期毎に改善状況を検証している。
- ・当社グループ共通の内部通報窓口を監査役室を含め複数設置し、通報者に不利益取扱いを行わないことを社内規則で定めている。

3 会社の支配に関する基本方針

当社グループの主たる事業は、倉庫事業を中核とする物流事業並びにビル賃貸を中心とする不動産事業であります。

物流事業については、倉庫事業を中核として陸上運送・国際運送取扱・港湾運送の各事業を情報通信技術の活用により有機的かつ総合的に運営することを目指し、不動産事業については、所有地の立地に適した活用により、主としてオフィスビル・商業施設の賃貸事業の展開を図っており、これら事業のフェアな遂行を通じて、適正な利潤の確保と安定した成長を図り、株主及び社員に報いるとともに、豊かな社会の実現に貢献していきたいと念願しております。

両事業とも、好立地の土地、建物、設備等を要する性格上、多額の投資を必要としますので、事業の拡大・発展を目指して、資金をはじめとする経営資源の投入は、長期的視野に立ち、継続的、計画的に展開しております。

当社は、当社株式の大量取得を目的とする買付けの意義を一概に否定するものではありませんが、上記に反するような当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を損なう買付けは適切でないと考えております。

現在のところ、当社株式を大量に取得しようとする者の存在は認識しておりませんが、当社株式の異動状況を常に注視し、このような考え方に反して当社株式を大量に取得しようとする者が出現した場合には、それが当社の企業価値、株主共同の利益向上に資するものでないときは、適切な対抗措置を検討し、速やかに実施する体制を整えることとしております。

以上のご報告は、特に注記のない限り、次により記載しております。

- 1 金額及び株数は、単位未満を切捨。
- 2 比率は、小数点以下第2位を四捨五入。
- 3 株数又は比率が零であるときは、「－」として表示。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	〔 125,258〕	流動負債	〔 79,491〕
現金及び預金	59,883	支払手形及び営業未払金	21,094
受取手形及び営業未収金	36,959	短期借入金	36,085
有価証券	2,000	1年内償還予定の社債	5,000
販売用不動産	15,151	未払法人税等	4,744
その他	11,297	取締役賞与引当金	45
貸倒引当金	△ 33	その他	12,521
固定資産	〔 410,503〕	固定負債	〔 129,440〕
有形固定資産	(254,428)	社債	41,000
建物及び構築物	134,671	長期借入金	25,268
機械装置及び運搬具	4,354	長期預り金	21,916
土地	107,449	繰延税金負債	31,802
建設仮勘定	325	役員退職慰労引当金	116
その他	7,626	退職給付に係る負債	8,289
無形固定資産	(13,486)	その他	1,046
借地権	7,727	負債合計	208,932
のれん	145	(純資産の部)	
その他	5,613	株主資本	〔 264,546〕
投資その他の資産	(142,588)	資本金	22,393
投資有価証券	132,203	資本剰余金	19,595
長期貸付金	357	利益剰余金	238,349
繰延税金資産	2,977	自己株式	△ 15,792
その他	7,117	その他の包括利益累計額	〔 59,049〕
貸倒引当金	△ 16	その他有価証券評価差額金	58,630
投資損失引当金	△ 52	為替換算調整勘定	△ 149
資産合計	535,761	退職給付に係る調整累計額	569
		非支配株主持分	〔 3,234〕
		純資産合計	326,829
		負債純資産合計	535,761

(単位未満切捨)

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

科 目	内 訳	金 額
営 業 収 益	百万円	百万円
倉庫陸港国不そ	27,897	
倉庫陸港国不そ	17,293	
倉庫陸港国不そ	48,213	
倉庫陸港国不そ	16,246	
倉庫陸港国不そ	46,402	
倉庫陸港国不そ	31,297	
倉庫陸港国不そ	26,379	213,729
営 業 収 益		
倉庫陸港国不そ	88,281	
倉庫陸港国不そ	37,561	
倉庫陸港国不そ	10,158	
倉庫陸港国不そ	14,403	
倉庫陸港国不そ	41,470	191,875
営 業 総 利 益		21,854
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		10,118
営 業 利 益		11,735
営 業 外 収 入	金 益 他	
受 持 分 業 外 支 為 せ	3,324	
受 持 分 業 外 支 為 せ	1,458	
受 持 分 業 外 支 為 せ	530	5,312
受 持 分 業 外 支 為 せ	568	
受 持 分 業 外 支 為 せ	353	
受 持 分 業 外 支 為 せ	112	1,034
経 常 利 益		16,013
特 別 資 産 取 引 損 益	益 金 金	
特 別 資 産 取 引 損 益	19,196	
特 別 資 産 取 引 損 益	4,304	
特 別 資 産 取 引 損 益	51	
特 別 資 産 取 引 損 益	18,783	42,334
特 別 資 産 取 引 損 益	1,334	
特 別 資 産 取 引 損 益	81	
特 別 資 産 取 引 損 益	362	
特 別 資 産 取 引 損 益	381	
特 別 資 産 取 引 損 益	77	2,236
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		56,111
法 人 税 及 び 事 業 税 額	7,247	
法 人 税 及 び 事 業 税 額	9,466	16,714
当 期 純 利 益		39,397
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		237
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		39,160

(単位未満切捨)

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	22,393	19,587	204,319	△ 5,847	240,453
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△ 5,130		△ 5,130
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			39,160		39,160
自己株式の取得				△ 10,002	△ 10,002
自己株式の処分		△ 4		57	53
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		11			11
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	7	34,029	△ 9,944	24,092
当 期 末 残 高	22,393	19,595	238,349	△ 15,792	264,546

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	43,252	389	△ 754	42,887	3,015	286,356
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						△ 5,130
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						39,160
自己株式の取得						△ 10,002
自己株式の処分						53
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動						11
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	15,377	△ 539	1,324	16,162	218	16,380
当期変動額合計	15,377	△ 539	1,324	16,162	218	40,473
当 期 末 残 高	58,630	△ 149	569	59,049	3,234	326,829

(単位未満切捨)

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社

連結子会社の数 50 社

主要な会社名

富士物流(株)、菱倉運輸(株)、ダイヤビルテック(株)、神菱港運(株)、三菱倉庫(中国)投資有限公司、インドネシア三菱倉庫会社、米国三菱倉庫会社、欧州三菱倉庫会社

連結子会社であった名古屋ダイヤビルテック(株)は、ダイヤビルテック(株)を存続会社とする吸収合併により消滅したため、当期より連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社

主要な会社名

ダイヤロジスティックス マレーシア会社

非連結子会社は、それぞれ小規模であり、合計の総資産、営業収益、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等がいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社

持分法を適用した非連結子会社はありません。

持分法を適用した関連会社の数 3 社

主要な会社名

エム・ワイ・ターミナルズ・ホールディングス(株)、(株)草津倉庫

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

主要な会社名(非連結子会社)

ダイヤロジスティックス マレーシア会社

主要な会社名(関連会社)

中谷運輸(株)

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、米国三菱倉庫会社等の海外子会社 18 社を除き連結決算日と同じであります。

米国三菱倉庫会社等の海外子会社 18 社の決算日は 12 月 31 日でありますが、連結計算書類の作成にあたっては 12 月 31 日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引について連結上必要な調整を行っております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

② デリバティブ

時価法によっております。

③ たな卸資産(販売用不動産)

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、倉庫用施設(建物本体)、賃貸用商業施設(建物本体)並びに 2016 年 4 月 1 日以降取得の建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、耐用年数は法人税法の規定によっておりますが、賃貸用商業施設(建物本体)については 20 年を基準とし賃貸借契約年数等を勘案して決定しております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5~10 年)に基づく定額法により償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売掛金、貸付金等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 投資損失引当金

時価のない株式・出資の実質価額低下による損失に備えるため、発行会社の純資産額が簿価を下回るものについて回復の可能性を考慮した引当額を計上しております。

③ 取締役賞与引当金

取締役に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社において、役員の退職慰労金の支出に備えるため、会社所定の基準による当期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の処理方法

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5～15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から償却しております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により償却しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは5～10年間で均等償却しておりますが、金額が僅少の場合は発生年度に全額償却することとしております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当期末に係る連結計算書類から適用し、連結注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当期の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌期の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

固定資産の減損損失の認識の要否

1 当期の連結計算書類に計上した金額

土地・建物等の時価下落により減損の兆候があると判断し、減損損失の認識の要否について使用価値をもって検討を行った資産グループ 1 拠点(帳簿価額合計 4,451 百万円)について、事業計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産グループの固定資産の帳簿価額を超えると判断したため、減損損失は計上しておりません。

2 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、原則として、プロフィットセンター(課所又は施設等の収支集計単位)等を基準として資産のグルーピングを行っております。

土地・建物等の時価下落や収益性低下等により減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額(正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額)まで減額し、当該帳簿価額の減少額は減損損失として認識します。

当該資産グループから得られる将来キャッシュ・フローの見積りは、過年度の実績等を基礎としておりますが、安定した営業収益の計上、将来の修繕計画及び主要な資産の今後の使用見込み等を主要な仮定としており、不確実性が否めないため、今後の経過によっては将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記事項

1	有形固定資産減価償却累計額	319,334 百万円
2	固定資産の圧縮記帳累計額	3,219 百万円
3	担保資産	
	担保に供している資産	
	土地	744 百万円
	上記に対応する債務	
	短期借入金	150 百万円
	流動負債「その他」	128 百万円
	長期借入金	421 百万円
	長期預り金	1,000 百万円
4	保証債務	
	他社の借入金に対する債務保証	748 百万円

連結損益計算書に関する注記事項

1 減損損失

当期において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類	金額(百万円)
兵庫県神戸市	コンテナターミナル施設	建物、機械装置等	29
福岡県糟屋郡	不動産賃貸施設	建物	51

減損損失の算定にあたっては、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位に拠って資産のグルーピングを行っております。

上記資産グループについては、営業活動による収益性の低下が認められ、短期的な回復が見込まれないため、当該資産グループに係る資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 81 百万円(建物 59 百万円、機械装置 15 百万円、その他 6 百万円)を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値により測定しております。正味売却価額は処分見込価額により算定し、使用価値は将来キャッシュ・フローが見込まれないことから零として評価しております。

2 固定資産処分益

主として名古屋駅近辺の当社不動産事業用地の一部譲渡等によるものであります。

3 受取補償金

主として名古屋駅近辺の当社賃貸施設の移転補償等によるものであります。

連結株主資本等変動計算書に関する注記事項

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

期末日における発行済株式の総数

普通株式

87,960,739 株

2 配当金に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	2,578 百万円	30 円	2020年3月31日	2020年6月29日
2020年10月30日 取締役会	普通株式	2,552 百万円	30 円	2020年9月30日	2020年12月1日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が当期末後となるもの

2021年6月29日開催予定の定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

普通株主の配当に関する事項

イ 配当金の総額

2,480 百万円

ロ 配当の原資

利益剰余金

ハ 1株当たり配当額

30 円

ニ 基準日

2021年3月31日

ホ 効力発生日

2021年6月30日

金融商品に関する注記事項

1 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、必要な資金を銀行借入や社債発行により調達し、一時的な余資は安全性の高い預金や公社債等により運用しております。

受取手形及び営業未収金に係る顧客の信用リスクについては、与信管理規程に沿って取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うなど、リスク低減を図っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価の把握を行っております。

借入金は、短期は主に運転資金、長期は主に設備投資資金であり、一部の変動金利の長期借入金について、金利変動リスクを回避するため、金利スワップ取引をヘッジ手段として利用することがあります。なお、デリバティブは、実需に伴う取引に限定して実施することとしております。

2 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)をご参照下さい。)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
	百万円	百万円	百万円
(1) 現金及び預金	59,883	59,883	-
(2) 受取手形及び営業未収金	36,959	36,959	-
(3) 有 価 証 券	2,000	2,000	-
(4) 投資有価証券 その他有価証券	108,069	108,069	-
資産計	206,912	206,912	-
(1) 支払手形及び営業未払金	21,094	21,094	-
(2) 短期借入金	35,246	35,246	-
(3) 社 債 (※1)	46,000	45,629	△370
(4) 長期借入金 (※2)	26,107	26,215	107
(5) 長期預り金	1,165	1,169	4
負債計	129,613	129,355	△258

(※1) 1年以内に償還予定の社債を含めております。

(※2) 1年以内に返済予定の長期借入金を含めております。

- (注 1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項
- 資 産
- (1) 現金及び預金、(2)受取手形及び営業未収金、(3)有価証券
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 投資有価証券 その他有価証券
これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。
- 負 債
- (1) 支払手形及び営業未払金、(2)短期借入金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 社債
当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。
- (4) 長期借入金
長期借入金のうち、変動金利によるものは、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (5) 長期預り金
長期預り金は、将来のキャッシュ・フローを無リスクの利子率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (注 2) 非上場株式・その他(連結貸借対照表計上額 24,134 百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。また、長期預り金のうち、将来のキャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるもの(連結貸借対照表計上額 20,751 百万円)は、「(5)長期預り金」には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記事項

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等(土地を含む。)を有しております。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時 価
112,290	371,219

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

1株当たり情報に関する注記事項

1 1株当たり純資産額	3,914円63銭
2 1株当たり当期純利益	462円28銭

重要な後発事象に関する注記事項

当社は、2021年4月30日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

1 自己株式の取得を行う理由

株主還元の一層の充実を図るため、機動的に自己株式を取得するもの。

2 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|---|
| (1) 取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 2,000,000株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合：2.4%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 50億円(上限) |
| (4) 取得期間 | 2021年5月6日～2021年9月30日 |
| (5) 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付け |

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	[86,421]	流動負債	[69,117]
現金及び預金	37,161	営業未払金	13,884
受取手形	223	短期借入金	36,748
営業未収金	23,712	1年内償還予定の社債	5,000
有価証券	2,000	未払法人税等	4,233
販売用不動産	15,151	未払法人事業等	4,341
前払費用	713	前受り	2,440
短期貸付金	322	預り	1,412
立替金	1,796	取締役員与引当金	45
その他の現金	5,354	その他	1,012
貸倒引当金	△ 14	固定負債	[115,550]
固定資産	[397,495]	社債	41,000
有形固定資産	(226,058)	長期借入金	22,724
建物	119,810	長期預り金	20,307
構築物	2,864	繰延税金負債	29,382
機械及び装置	3,139	退職給付引当金	2,135
車両運搬具	116	負債合計	184,667
工具、器具及び備品	1,726	(純資産の部)	
土地	94,974	株主資本	[241,442]
リース資産	3,114	資本剰余金	22,393
建設仮勘定	312	資本剰余金	19,383
無形固定資産	(11,480)	資本剰余金	19,383
借地権	7,670	その他資本剰余金	0
ソフトウェア	3,618	利益剰余金	215,421
その他	191	利益準備金	3,121
投資その他の資産	(159,955)	その他利益剰余金	212,300
投資有価証券	108,424	自家保険積立金	8,128
関係会社株式・出資金	43,986	圧縮記帳積立金	27,329
長期貸付金	4,846	買換資産積立金	11,257
差入保証金	4,227	特別償却積立金	113
その他の現金	411	別途積立金	138,240
貸倒引当金	△ 16	繰越利益剰余金	27,232
投資損失引当金	△ 1,924	自己株式	△ 15,756
		評価・換算差額等	[57,806]
		その他有価証券評価差額金	57,806
資産合計	483,917	純資産合計	299,249
		負債純資産合計	483,917

(単位未満切捨)

損益計算書

(2020年4月1日から)
(2021年3月31日まで)

科 目	内 訳	金 額
営 業 収 益	百万円	百万円
倉庫	19,785	
倉庫	9,787	
陸上	26,446	
港灣	14,660	
国際	31,576	
不所	29,585	
営 業 原 価	19,712	151,553
作 業 運 送	70,203	
人 業 運 送	13,857	
施 設 賃 借	7,193	
減 価 償 却	11,297	
そ の 他	34,223	136,775
営 業 総 利 益		14,777
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,401
営 業 利 益		9,376
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	4,923	
そ の 他	274	5,198
営 業 外 費 用	457	
支 払 の 他	152	610
経 常 利 益		13,964
特 別 資 産 処 分 益	19,134	
固 定 資 産 有 価 証券 引 当 金 補 償	4,297	
投 資 損 失 解 取 補 償	404	
受 取 損 失 補 償	26	
特 別 資 産 損 失 補 償	18,463	42,326
固 定 資 産 損 失 補 償	924	
減 価 償 却 損 失	81	
投 臨 時 有 休 業 証 に 券 よ 評 価 損 失	361	
そ の 他	256	1,623
税 引 前 当 期 純 利 益		54,667
法 人 税 人 税 期	6,475	
法 人 税 人 税 期	9,618	16,094
当 期 純 利 益		38,573

(単位未満切捨)

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から)
(2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その 他 資本剰余金		その他利益剰余金		
				自家保険 積立金	圧縮記帳 積立金	買換資産 積立金	
当 期 首 残 高	22,393	19,383	4	3,121	7,928	15,558	-
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							
当 期 純 利 益					200		
自家保険積立金の積立							
圧縮記帳積立金の取崩						△ 96	
圧縮記帳積立金の積立						11,867	
買換資産積立金の積立							11,257
特別償却積立金の取崩							
特別償却積立金の積立							
自己株式の取得							
自己株式の処分			△ 4				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△ 4	-	200	11,770	11,257
当 期 末 残 高	22,393	19,383	0	3,121	8,128	27,329	11,257

	株 主 資 本					評 価 ・ 換 算 差 額 等	純 資 産 計 合
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
	その他利益剰余金						
	特別償却 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金		そ の 他 評 価 証 券 評 価 差 額 金		
当 期 首 残 高	160	138,240	16,971	△ 5,811	217,948	42,736	260,685
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当			△ 5,130		△ 5,130		△ 5,130
当 期 純 利 益			38,573		38,573		38,573
自家保険積立金の積立			△ 200		-		-
圧縮記帳積立金の取崩			96		-		-
圧縮記帳積立金の積立			△ 11,867		-		-
買換資産積立金の積立			△ 11,257		-		-
特別償却積立金の取崩	△ 72		72		-		-
特別償却積立金の積立	25		△ 25		-		-
自己株式の取得				△ 10,002	△ 10,002		△ 10,002
自己株式の処分				57	53		53
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						15,070	15,070
当 期 変 動 額 合 計	△ 46	-	10,260	△ 9,944	23,493	15,070	38,563
当 期 末 残 高	113	138,240	27,232	△ 15,756	241,442	57,806	299,249

(単位未満切捨)

個別注記表

重要な会計方針に係る事項

- 1 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法によっております。
 - (2) その他有価証券

時価のあるもの	決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。
時価のないもの	移動平均法による原価法によっております。
- 2 デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法によっております。
- 3 たな卸資産の評価基準及び評価方法
販売用不動産の評価は、個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。
- 4 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)
定率法によっております。ただし、倉庫用施設(建物本体)、賃貸用商業施設(建物本体)並びに 2016 年 4 月 1 日以降取得の建物附属設備及び構築物については定額法によっております。
なお、耐用年数は法人税法の規定によっておりますが、賃貸用商業施設(建物本体)については 20 年を基準とし賃貸借契約年数等を勘案して決定しております。
 - (2) 無形固定資産(リース資産を除く)
定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5~10 年)に基づく定額法により償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- 5 引当金の計上基準

貸倒引当金	売掛金、貸付金等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
投資損失引当金	時価のない株式・出資の実質価額低下による損失に備えるため、発行会社の純資産額が簿価を下回るものについて回復の可能性を考慮した引当額を計上しております。

取締役賞与引当金

取締役に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(2) 数理計算上の差異の処理方法

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から償却しております。

(3) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

6 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当期末に係る計算書類から適用し、個別注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。

当期の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌期の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

固定資産の減損損失の認識の要否

1 当期の計算書類に計上した金額

土地・建物等の時価下落により減損の兆候があると判断し、減損損失の認識の要否について使用価値をもって検討を行った資産グループ 1 拠点(帳簿価額合計 4,451 百万円)について、事業計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産グループの固定資産の帳簿価額を超えると判断したため、減損損失は計上しておりません。

2 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

前述の「連結注記表 (会計上の見積りに関する注記)」をご参照下さい。

貸借対照表に関する注記事項

1	関係会社に対する金銭債権債務				
	短期債権	2,249	百万円	長期債権	5,102
	短期債務	8,749	百万円	長期債務	657
2	有形固定資産の減価償却累計額				282,406
3	固定資産の圧縮記帳累計額				3,219
4	担保資産				
	担保に供している資産				
	土地	744	百万円		
	上記に対応する債務				
	短期借入金	150	百万円	前受金	128
	長期借入金	421	百万円	長期預り金	1,000
5	保証債務				
	他社の借入金に対する債務保証				768

損益計算書に関する注記事項

1	関係会社との取引高				
	営業取引高	収 益	9,858	百万円	費 用
	営業取引以外の取引高		2,495	百万円	45,698
2	固定資産処分益				
	主として名古屋駅近辺の当社不動産事業用地の一部譲渡等によるものであります。				
3	受取補償金				
	主として名古屋駅近辺の当社賃貸施設の移転補償等によるものであります。				

株主資本等変動計算書に関する注記事項

当期の末日における自己株式の数 普通株式 5,263,066 株

税効果会計に関する注記事項

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税		279 百万円
投資損失引当金		588 百万円
未払賞与		429 百万円
退職給付引当金		653 百万円
減価償却費		6,685 百万円
減損損失		2,080 百万円
その他		2,150 百万円
繰延税金資産合計		<u>12,868 百万円</u>

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△	25,188 百万円
圧縮記帳積立金	△	12,050 百万円
買換資産積立金	△	4,963 百万円
特別償却積立金	△	49 百万円
繰延税金負債合計	△	<u>42,251 百万円</u>
繰延税金負債の純額	△	<u>29,382 百万円</u>

1 株当たり情報に関する注記事項

1 1株当たり純資産額	3,618 円 59 銭
2 1株当たり当期純利益	455 円 16 銭

重要な後発事象に関する注記事項

当社は、2021年4月30日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

1 自己株式の取得を行う理由

株主還元の一層の充実を図るため、機動的に自己株式を取得するもの。

2 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|---|
| (1) 取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 2,000,000株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合：2.4%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 50億円(上限) |
| (4) 取得期間 | 2021年5月6日～2021年9月30日 |
| (5) 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付け |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年4月30日

三菱倉庫株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	金 塚 厚 樹 [Ⓔ]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 村 太 郎 [Ⓔ]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	有 吉 真 哉 [Ⓔ]

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三菱倉庫株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱倉庫株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年4月30日

三菱倉庫株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 金 塚 厚 樹[Ⓔ]
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中 村 太 郎[Ⓔ]
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 有 吉 真 哉[Ⓔ]
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三菱倉庫株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第218期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第218期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、次のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会及び常務会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イに定める会社の支配に関する基本方針については、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月7日

三菱倉庫株式会社 監査役会

常任監査役(常勤監査役)	渡辺	徹 [Ⓜ]
監査役(常勤・社外監査役)	長谷川	幹根 [Ⓜ]
監査役(社外監査役)	山田	洋之助 [Ⓜ]
監査役(社外監査役)	佐藤	孝夫 [Ⓜ]
監査役	三浦	潤也 [Ⓜ]

以上

[メモ欄]

[メモ欄]

会場ご案内図

東京都中央区日本橋一丁目 19 番 1 号 日本橋ダイヤビルディング 電話 (03)3278-6611



○最寄り駅

都営地下鉄 浅草線

東京メトロ 銀座線・東西線

東京メトロ 半蔵門線

JR

日本橋駅 (D 2 出口から徒歩約 3 分)

日本橋駅 (D 4 出口から徒歩約 4 分)

三越前駅 (B 6 出口から徒歩約 5 分)

東京駅 (八重洲中央口・日本橋口から徒歩約 15 分)

駐車場の用意はございませんので、お車での来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。